4　継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。 5　次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。 ［削る。］ (1)～(3)　［略］	［加える。］ 4　［同左］ (1)　継続企業の前提に関する注記に係る事項 (2)～(4)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特定目的会社の監査に関する規則の一部改正）

第五条　特定目的会社の監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の内容） **第九条**　会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一　［略］ 二　計算関係書類が、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該特定目的会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　無限定適正意見　監査の対象となった計算関係書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨 ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 ハ　［略］ 三　［略］ 四　継続企業の前提（特定目的会社の計算に関する規則第五十一条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項 五・六　［略］ 2　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［号を削る。］ 一～三　［略］	（会計監査報告の内容） **第九条**　［同上］ 一　［同上］ 二　計算関係書類が、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該特定目的会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　無限定適正意見　監査の対象となった計算関係書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨 ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項 ハ　［同上］ 三　［同上］ ［号を加える。］ 四・五　［同上］ 2　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　継続企業の前提（特定目的会社の計算に関する規則第五十一条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項 二～四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	